

## 資料1-2

# 1．環境技術実証モデル事業の概要

## 1．目的

既に適用可能な段階に有り、有用と思われる先進的環境技術でも環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために、地方公共団体、企業、消費者等のエンドユーザーが安心して使用することができず、普及が進んでいない場合がある。このため、本モデル事業により、このような普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証する事業を試行的に実施する。本モデル事業の実施により、ベンチャー企業等が開発した環境技術の普及が促進され、環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化が図られるものと期待する。

## 2．「実証」の意味について

本モデル事業では、環境技術の環境保全効果等を試験等に基づき客観的なデータとして示す「実証」を行う。類似のものとして、環境技術が満たすべき性能について一定の基準を設定し、この基準への適合性を判定する「認証」があるが、本事業では、このような「認証」は行わない。

## 3．事業実施体制

本モデル事業は、環境省、環境省の委託・請負を受けて技術実証を行う第三者機関である「実証機関」（地方公共団体等）等が連携して行う。（図 1 参照）

## 4．事業の手順

本モデル事業は、概ね以下のような手順を進める。（図 2 参照）

- (1) 環境省は、アンケート調査等により、技術の開発・販売企業、ユーザー等のニーズを把握する。
- (2) 環境省は、検討会における検討を踏まえ、対象技術分野を選定する。
- (3) 環境省は、選定された対象技術分野について、具体的な技術実証の方法を定めた「実証試験要領」を作成する。
- (4) 環境省は、実証試験を行う第三者機関である「実証機関」を選定する。
- (5) 実証機関は、企業等が実証を受けることを希望する技術を公募する。
- (6) 実証機関は、応募されてきた技術の中から、実証を行う技術を、専門家による委員会での検討を行った上で、選定する。
- (7) 実証機関は、選定された技術について、実証試験要領に基づき、実証試験を行う。
- (8) 実証機関は、実証試験結果を報告書として取りまとめ、技術の開発・販売者へ通知するとともに、環境省へ報告する。また、この報告書は、インターネット上のデータベースに登録され、一般に公表される。

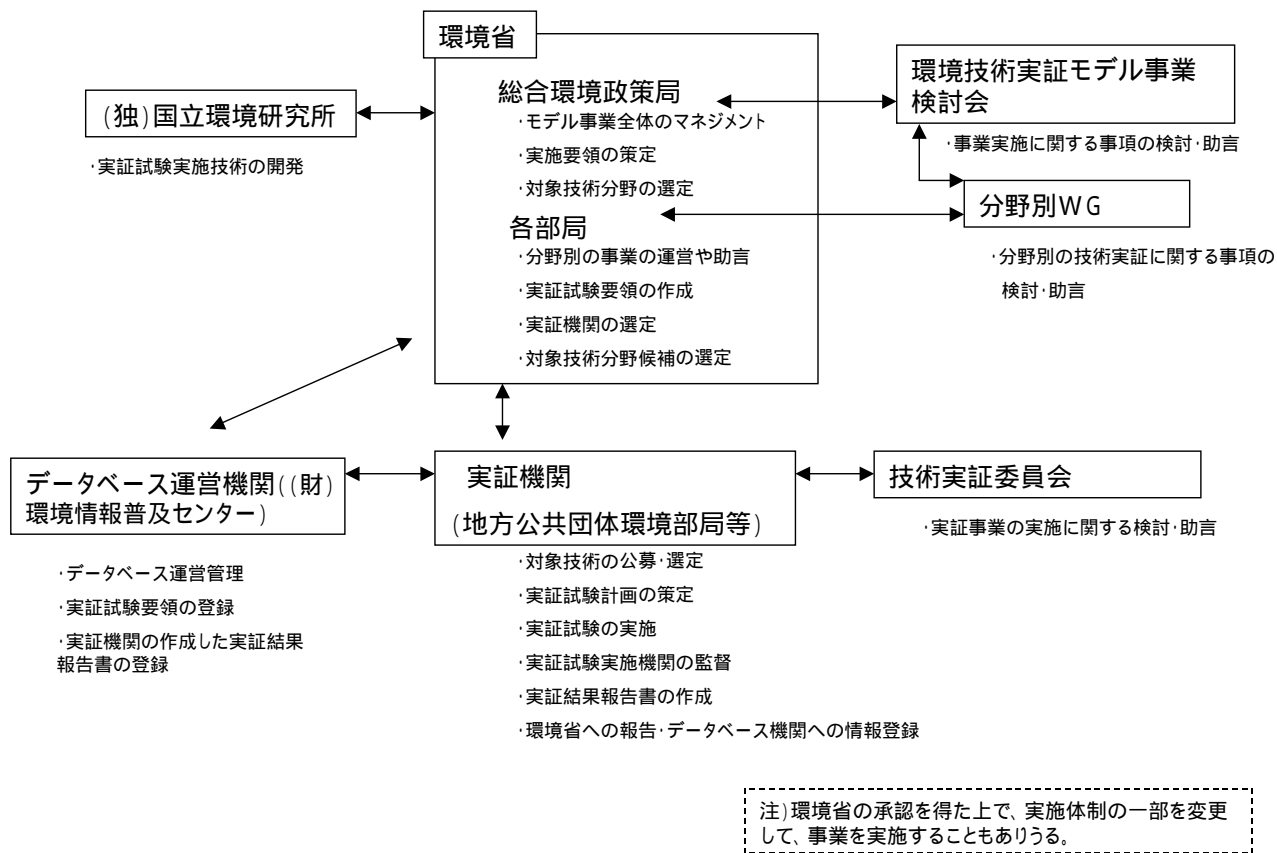


図1 環境技術実証モデル事業の実施体制

事業を進めるにあたっての  
 考え方のベースとその適用期間

## 事業の流れ

## 実施主体

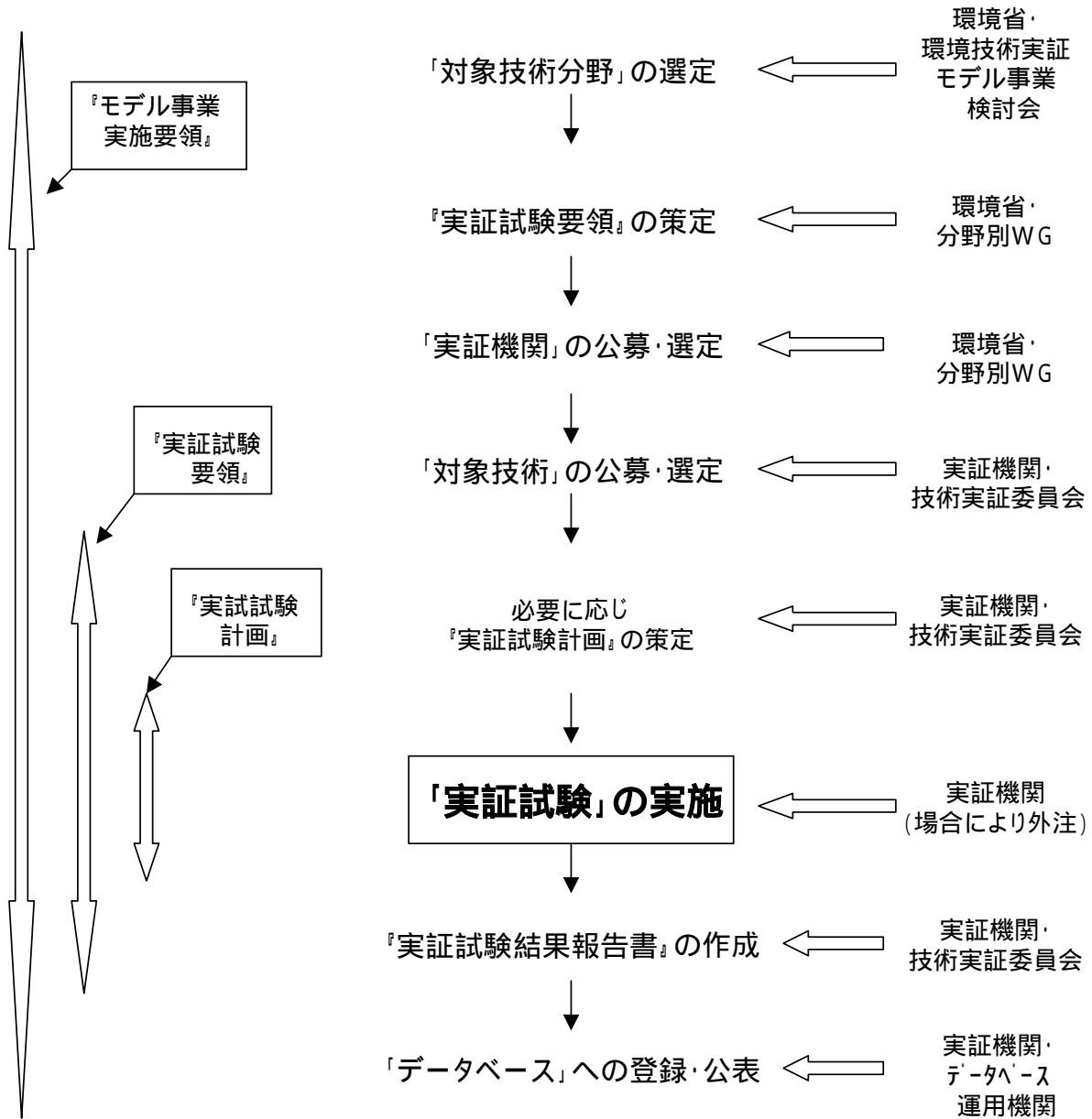


図 2 環境技術実証モデル事業の流れ

## 2. 平成16年度環境技術実証モデル事業 実施要領暫定版\*

### 第1章総則

#### 1. 目的

既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業をモデル的に実施することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展に資することを目的とする。

#### 2. 「実証」の定義

本モデル事業において「実証」とは、環境技術の開発者でも利用者でもない第三者機関が、環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響、その他環境の観点から重要な性能（以下、「環境保全効果等」という。）を試験等に基づき客観的なデータとして示すことをいう。

「実証」は、一定の判断基準を設けて、この基準に対する適合性を判定する「認証」とは異なるものである。

### 第2章モデル事業の実施体制

#### 1. 環境省

環境省は、実証対象技術分野の選定、実施試験方法の技術開発、実証試験要領の作成、実証機関の選定、データベースによる結果の公表の他、モデル事業全体の運営管理及び実証手法・体制の確立に向けた総合的な検討を行う。

#### 2. 環境技術実証モデル事業検討会

環境省総合環境政策局長の委嘱により設置された「環境技術実証モデル事業検討会」（以下、「モデル事業検討会」という。）は、環境省が行う事務をはじめとして、モデル事業の実施に関する基本的事項について、専門的知見に基づき検討・助言を行う。

#### 3. 分野別ワーキンググループ（WG）

環境省（各部局）により必要に応じ設置された、対象技術分野毎のワーキンググループ（以下、「分野別WG」という。有識者（学識経験者、ユーザー代表等）により構成。原則公開で実施。）は、環境省が行う事務のうち、実証試験要領の作成、実証機関の選定等について、（分野毎の）専門的知見に基づき検討・助言を行う。

#### 4. 実証機関

実証機関は、実証対象技術の企業等からの公募、実証対象とする技術の選定、必要に応じて実証試験計画の策定、技術の実証（実証試験の実施及び実証試験結果報告書の作成）、実証試験結果報告書の環境省への報告及びデータベース運営機関への登録を行う。

\* 平成 15 年度の実証試験の実施結果を踏まえて、今後変更を加えることがあり得る。

#### 5. 技術実証委員会

実証機関により設置される技術実証委員会（有識者（学識経験者、ユーザー代表等）により構成。原則公開で実施。）は、実証機関が行う事務の実施について、専門的知見に基づき検討・助言を行う。

#### 6. データベース運営機関

データベース運営機関は、実証試験要領・実証試験計画、実証試験結果報告書等のモデル事業の成果についてデータベースを作成し、その運営・管理を行う。

#### 7. (独)国立環境研究所

(独)国立環境研究所は、必要に応じ、実証試験にかかる実施技術の開発を行う。

### 第3章対象技術分野の選定

1. 環境省は、モデル事業検討会及び分野別WGにおける議論を踏まえつつ、以下のような観点に照らし、実証モデル事業の対象となる技術分野を選定する。

- (1) 開発者、ユーザー（地方公共団体、消費者等）から実証に対するニーズのある技術分野
- (2) 普及促進のために技術実証が有効であるような技術分野
- (3) 既存の他の制度において技術認証等が実施されていない技術分野
- (4) 実証が可能である技術分野

予算、実施体制等の観点から実証が可能である技術分野

実証試験要領が適切に策定可能である技術分野

- (5) 環境行政（全国的な視点）にとって、当該技術分野に係る情報の活用が有用な分野

2. 環境省は、平成 15 年度に対象とした技術分野について、分野別WGにおける議論を踏まえつつ、実証試験要領等の実施体制を見直した上で、必要に応じ、16年度以降も引き続き対象技術分野とすることができる。

3. 実証体制が確立した技術分野の本モデル事業期間中の扱いについては、今後の検討課題とする。

## 第4章実証試験要領の策定

1. 環境省は、「実証試験要領のイメージ」を参考に、分野別WGで検討の上、対象技術分野毎に実証試験要領を定めることとする。また、策定した実証試験要領は、実証モデル事業検討会に報告することとする。なお、実証試験要領は、実証試験実施結果、科学技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ、改定を行うものとする。
2. 環境省は、ある実証項目に関し適当な実証試験の方法が無い場合等には、（独）国立環境研究所に、実証試験実施技術の開発を依頼することができる。

## 第5章実証機関の選定

### 1. 実証機関の選定の手続き

- （1）環境省は、対象技術分野毎に、分野別WGで検討の上、地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）並びに民法第34条の規定に基づき設立された法人（公益法人）及び特定非営利活動法人を対象に、実証機関を募集することができる。なお、平成16年度に新規に選定した技術分野については、原則として地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）を対象に募集する。
- （2）実証機関となることを希望する機関は、環境省の定める申請書及び外部に委託する予定の事務を含めた実証体制等に関する関係書類を、環境省に提出し申請する。
- （3）環境省は、（2）の申請を受け、2.の観点を検討も踏まえつつ、実証機関を選定する。実証機関の選定結果については、モデル事業検討会に報告することとする。
- （4）環境省は、（3）で選定した実証機関と委託又は請負契約を締結し、実証機関は、第8章の規定に従い、実証を行う。

### 2. 実証機関選定の観点

環境省は、分野別WGによる検討を踏まえ、以下の観点を参考にしつつ、実証機関に求める要件を明確にした上で、書面審査、及び必要に応じてヒアリング審査を行った上で、適切な機関を実証機関として選定する。

（ 1 ）組織・体制

- ・ 実証機関としての役割を果たす十分な体制、人員が確保されていること
- ・ 組織間の具体的な役割分担、責任体制が明確であること
- ・ JISQ 9 0 0 1 : 2 0 0 0 ( ISO 9 0 0 1 : 2 0 0 0 ) 「品質マネジメントシステム要求事項」、JISQ 1 7 0 2 5 : 2 0 0 0 ( ISO/IEC 1 7 0 5 ) 「試験所及び校正機関の能力に関する一般的要求事項」等に準拠した品質管理システムを構築していること

（ 2 ）技術的能力

- ・ 実証試験を実施する技術的能力を有する十分な人員、試験設備を有していること（必要に応じ、実証試験の一部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させることは妨げない）
- \* 公益法人あるいは特定営利活動法人のうち、自ら試験研究機関を持たない法人については、上記(1)、(2)の観点を踏まえ、十分な組織・体制及び技術的能力を擁する組織と連携するなどにより、実証機関としての役割を果たせる体制が明確であること

（ 3 ）公平性の確保

- ・ 実証対象技術の選定及び実証試験の運用等の各手続きにおいて、実証申請者によって情報や対応が異なるおそれがないこと

（ 4 ）公正性の確保

- ・ 特定の実証申請者等への助言その他行為により、実証試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと
- ・ 実証対象技術の選定及び実証試験の運用等の各手続きにおいて、特定の実証申請者等との利害関係が影響を及ぼすおそれがないこと

（ 5 ）経理的基礎

- ・ 実証機関としての役割を果たす十分な経理的基礎及び財務上の独立性があること

## 第 6 章 実証の対象技術の選定

### 1. 対象技術の選定の手続き

- （ 1 ） 実証機関は、対象技術分野毎に、対象技術を公募する。技術実証を受けることを希望する者（開発者、販売店等。以下、「実証申請者」という。）は、実証機関に

申請することとする。

- ( 2 ) 実証申請者は、実証申請書に必要事項を記入し、指定された書類を添付して申請を行う。なお、実証申請書の内容は、実証試験要領において定めることとする。
- ( 3 ) 実証機関は、申請された技術の中から、2 . の観点を考慮し、技術実証委員会における検討等を踏まえて、対象技術を選定し、環境省の承認を得ることとする。
- ( 4 ) 実証機関は、対象技術の選定結果について、全ての申請者（対象技術に選定されなかった技術の申請者も含む）に通知する。

## 2 . 対象技術選定の観点

実証機関は、以下の各観点到照らし、技術実証委員会等の意見を踏まえつつ、総合的に判断した上で、対象とする技術を選定する。

- ( 1 ) 形式的要件
  - 商業化段階にある技術か
  - 申請技術が、対象技術分野に該当するか
  - 申請内容に不備は無いか
- ( 2 ) 実証可能性
  - 予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか
  - 実証試験計画が適切に策定可能であるか
- ( 3 ) 環境保全効果等
  - 技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか
  - 副次的な環境問題等が生じないか
  - 高い環境保全効果が見込めるか
  - 先進的な技術であるか

## 第7章実証試験計画の策定

- 1 . 実証機関は、必要に応じ、実証試験要領に基づき詳細な試験条件等を規定するための実証試験計画を、実証申請者との協議を行いつつ、技術実証委員会で検討した上で作成し、環境省に提出する。環境省は、必要に応じ、実証機関に対し、実証試験計画についての意見を述べるができることとする。
- 2 . 実証試験計画を作成した場合には、実証申請者は、実証機関に対し、実証試験計画の内容について承諾した旨の文書を提出することとする。
- 3 . 1 .において、ある技術について、当該技術の特徴により当該実証試験要領で想定して



いないような副次的な環境影響が生じる場合等、当該技術に適用される実証試験要領に従っては当該技術の環境保全効果等が適切に実証できないおそれがあり、実証試験要領に定められた試験方法を一部変更することが適切である場合には、実証機関は、環境省と協議した上で、必要に応じ、実証試験要領と異なる試験方法を採用することができるものとする。

## 第8章実証試験の実施

1. 実証機関は、各対象技術について、実証試験要領、及び必要に応じ実証試験計画に基づき、実証試験を行う。
2. 実証機関は、必要に応じ、実証試験の一部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させることができる。その際、実証機関は、当該外部機関において実証試験が実証試験要領及び実証試験計画に従い適切に行われるよう、指導・監督を行うこととする。

## 第9章実証試験結果報告書の作成

1. 実証機関は、技術実証委員会での検討を経た上で、実証試験結果報告書を取りまとめ、環境省の承認を得ることとする。また、実証試験結果報告書の作成の際には、実証試験要領に規定する実証試験結果報告書の内容・様式に従うこととする。
2. 実証機関は、承認を得た実証試験結果報告書について、実証申請者への通知、データベース機関への送付を行う。
3. 全ての実証試験結果報告書は、実証試験結果の如何を問わず、次章の規定によりデータベースに登録され、公開するものとする。

## 第10章データベースの作成

1. データベース運営機関は、インターネットを通じユーザーへの情報提供を図るため、実証済みの環境技術の情報を整理し、提供するデータベースの構築を行う。
2. データベースには、策定済みの実証試験要領、実証済みの実証試験結果報告書を登録する他、実証機関・技術の公募情報、モデル事業検討会等による議論の状況等の関連情報を随時登録し情報提供することとする。
3. データベースの内容のうち、実証試験要領、実証試験結果報告書の概要について、英語版を作成し、海外に情報発信することとする。

- 4 . 上記データベースに加え、環境技術開発者等が、本モデル事業の実証を受けていない環境技術についても任意に情報を登録できるサイトを別途設置する。

## 第 11 章費用分担

- 1 . 15 年度及び 16 年度の本実証モデル事業においては、原則として、対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置、現場で実証試験を行う場合の対象技術の運転、試験終了後の対象技術の撤去・返送に要する費用は実証申請者の負担とし、対象技術の環境保全効果の測定その他の費用は環境省の負担とする。詳細については、実証試験要領で定める。
- 2 . 17 年度以降の事業の費用分担は、別途検討する。

## 第 12 章免責事項

- 1 . 本実証モデル事業の実施に伴い、実証申請者に機器の故障、破損等の損害が発生した場合は、故意又は重過失による場合を除き、環境省、実証機関、データベース機関その他のモデル事業関係機関は責任の一切を負わない。
- 2 . 機器の瑕疵により、第三者に被害を与えた場合は、第三者の故意又は重過失による場合を除き実証申請者が責を負うものとし、環境省、実証機関、データベース機関その他のモデル事業関係機関は責任の一切を負わない。
- 3 . 実証結果報告書の公開により、実証申請者と第三者の間に係争が生じた場合は、環境省、実証機関、データベース機関その他のモデル事業関係機関は一切の責任を負わない。
- 4 . 対象技術の基本性能に関する仕様が変更された場合には、変更後の技術に対しては、実証結果報告書のデータは適用されない。

## 第 13 章事業の実施状況・成果の評価と次年度以降の事業への反映

- 1 . 環境省は、環境技術実証の実施手法・体制の改善を図るため、モデル事業の実施状況、成果について、各参加主体の代表の参加も得つつ、モデル事業検討会で評価を行い、次年度以降の事業に反映する。また、パイロット期間中の実証成果の把握のため、技術実証を受けた企業を対象に、実証による市場拡大の成果、実証結果の有効性を定期的に把握することとする。
- 2 . 実証機関は、モデル事業期間中の柔軟な対応を確保するため、環境省の承認を得た上で、本実施要領の内容を一部変更し実施することができる。

## （参考）実証機関の選定に関する基本的な考え方

### 1 地方公共団体（地方環境研究所）と公益法人・NPO法人について

本モデル事業では、技術分野ごとに定められる実証試験要領等について、実証機関による実証の実施を通じ、技術的な改善点を見い出しつつ、モデル事業期間中に実施体制を完成させるという目的がある。各技術分野の実証初年度には、分野別WGで定めた実証試験要領等を現場での実証試験を通じて妥当性をチェックするという試験研究要素も強いため、地方環境研究所を活用して実証試験を実施できる地方公共団体が実証機関となることが望ましい。また、地方環境研究所には、本事業を契機に地域の環境産業を振興する核としての継続的な役割を担う期待がある。そのため、技術分野ごとの実証 1 年目については、原則として、試験研究的な考察を含めて柔軟に事業に対応できる地方公共団体（地方環境研究所）を実証機関として活用することとする。

地方公共団体（地方環境研究所）を実証機関とすることには、たとえば、表 1 に整理するようなメリットが考えられるが、一方で、デメリットも存在する。技術分野によっては、公益法人及びNPO法人が有するメリットを、うまく実証機関として活用することは可能である。従って、実証 2 年目以降は、地方公共団体（地方環境研究所）に加えて、公益法人及びNPO法人を実証機関とすることを可能とし、実際に両者を併用して活用するか、前者あるいは後者のみを活用するかは、分野ごとにその実証内容等を踏まえて判断できることとする。

### 2 株式会社等の営利法人及び独立行政法人について

本モデル事業は、中立的な第三者（実証機関）による技術実証を、原則公費により実施し、将来的な実証制度の確立を目指す内容である。このため、モデル事業期間中（公費により実証試験を行う期間）は、実証機関としては、公益事業を行うことができる公益法人及び特定非営利活動法人を活用することとし、株式会社等の営利法人活用は見送ることとする。なお、独立行政法人の活用については、設立の動向を見つつ、将来的な検討課題とする。

表 1 地方公共団体並びに公益法人及びNPO法人が実証機関となるメリット/デメリット

	メリット	デメリット
地方公共団体（地方環境研究所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規実証試験場所の提供・調整が可能</li> <li>・ 公共機関ゆえの中立性、信頼性、安定感、公平さ、透明さ</li> <li>・ 環境試験に関する設備、経験、ノウハウの蓄積（場合により、産業系技術試験所等との共同実施も可）</li> <li>・ 地元の環境問題を的確に把握</li> <li>・ 公設の設備、公務員である研究者が関わることによる事業計画の柔軟性及びコストの減少</li> <li>・ 本事業を契機に地域の環境産業を振興する核としての継続的な役割を期待</li> <li>・ 公益法人、NPO法人が少ない地方においても実証機関としての役割を期待</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算計上をしないと、国からの受注ができないため、契約時期等の柔軟性に欠ける</li> <li>・ 将来的に、実証申請者から手数料を受領することは、条例等を整備しない限り不可</li> <li>・ 検査・評価等における官公庁依存体質からの脱却を妨げ、民間の第三者評価機関の発達を阻害する可能性がある</li> <li>・ 地環研及びその研究者の研究課題とマッチしない場合には、受注は困難</li> </ul>
民間企業（公益法人、NPO法人）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算計上が前提という制約がなく柔軟なタイミングで契約締結が可能</li> <li>・ 将来的に、実証申請者から手数料を取ることも可能</li> <li>・ 職員が、全国の実証地域に出向くことが可能</li> <li>・ ある技術分野に特化した情報、ノウハウ、試験設備等を有している場合がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規実証試験場所の提供・調整が困難な可能性がある</li> <li>・ 実証に必要な試験・検査・研究設備等の設備投資が十分でない可能性がある</li> <li>・ 実績不足等の理由で、実証能力に関する信頼性不足のイメージがある場合もある</li> <li>・ 組織の体制等によっては、独立性確保が難しく、中立な検査が阻害される場合もある</li> </ul>

### 3. 平成 15 年度環境技術実証モデル事業検討会 設置要綱

#### 1. 設置の目的

「環境技術実証モデル事業」の実施に関する事項について、専門的知見に基づき検討し、本事業の円滑かつ効率的な推進に資するため、環境技術実証モデル事業検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

#### 2. 調査検討事項

- (1) 環境技術実証モデル事業について
  - 事業の全体像
  - 事業の対象とする技術分野
  - 実証試験要領のあり方
  - 実証機関の選定方針
  - 実証結果報告書のあり方
  - 技術データベースのあり方
  - その他事業の実施に関する事項
- (2) 将来的な環境技術実証の手法・体制のあり方について

#### 3. 組織等

- (1) 検討会は、検討員 20 名以内で構成する。
- (2) 検討会に座長を置く。
- (3) 座長は、検討会の事務を総理する。
- (4) 検討員は、環境技術実証に関連する学識経験者、有識者等から総合環境政策局長が委嘱する。
- (5) 検討員の委嘱期間は、総合環境政策局長が委嘱した日から当該日の属する年度の末日までとする。
- (6) 必要に応じ、分野毎に個別具体的な検討を行うワーキンググループ（以下、分野別 WG という。）を設置する。分野別 WG が設置された場合には、当該 WG の長を本検討会の検討員に追加する。
- (7) その他、必要に応じ環境技術実証モデル事業に参画する者等をオブザーバー等として参加させることができることとする。

#### 4. 審議内容の公開等

本検討会は原則、公開で行うこととする。但し、公開することにより、公正かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定な者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、座長は検討会を非公開にできるものとする。

#### 5. 庶務

検討会の庶務は、総合環境政策局総務課環境研究技術室において処理する。

#### 4 . 平成 1 5 年度環境技術実証モデル事業検討会 委員名簿

氏 名	所 属
石田 耕三	（社）日本環境技術協会会長、 （株）堀場製作所取締役副社長
小野沢征輝	大阪府環境情報センター所長
岸川浩一郎	特定非営利活動法人かながわ環境カウンセラ ー協議会副理事長
坂本 和彦	埼玉大学工学部長
樽井 俊二	福島県生活環境部環境対策室大気・化学物質 グループリーダー
千坂 治雄	（財）東京都中小企業振興公社サブマネージャー
西野 昭男	（社）日本産業機械工業会環境装置部会幹事長、 （株）クボタ常務取締役
長谷川 猛	東京都環境科学研究所長
藤田 正憲	大阪大学大学院工学研究科教授
森 武昭	神奈川工科大学電気電子工学科教授
森田 昌敏	（独）国立環境研究所統括研究官
安井 至	東京大学生産技術研究所教授

5 0 音順、敬称略

## 5 . 環境技術実証モデル事業全体の進捗状況

～ 16年度の対象技術分野と分野別ワーキンググループの設置について（H16.1）より～

### 1 平成 16 年度対象技術分野

平成 16 年度の対象技術分野は、以下の 5 分野とする。

なお、今後、行政ニーズ等の必要性に応じ、技術分野の追加を行うことがある。

#### **化学物質に関する簡易モニタリング技術分野【16 年度より新規に実施】**

（技術分野の内容）

環境中の化学物質のうち、特に公定法が定められていない物質等を対象とした測定を、通常実施されている手法より簡易的に実施する技術。

（想定される技術の例）

PRTR法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)対象物質、内分泌攪乱作用が疑われる化学物質等を対象とした抗原抗体反応技術を応用した酵素免疫法、蛍光免疫法等による簡易分析法。

#### **ヒートアイランド対策技術分野（空冷室外機から発生する顕熱抑制技術）【16 年度より新規に実施】**

（技術分野の内容）

多くの建物に付帯している空冷室外機から発生する顕熱を抑制することにより、ヒートアイランド対策を行うための技術分野。

（想定される技術の例）

空冷室外機へ水を噴霧すること等により、水が蒸発するときの潜熱を利用して、冷却効果を高め、室外機から発生する顕熱を抑制する技術（装置）など。

#### **酸化エチレン処理技術分野**

（技術分野の内容）

製造業や医療機関等において、滅菌のために使用されている酸化エチレンガス（大気汚染防止法における有害大気汚染物質の中の優先取組物質・PRTR法における特定第一種指定化学物質）を浄化するための技術分野。

（対象となる技術の例）

酸化エチレン滅菌装置からの排ガスを、燃焼、酸化触媒反応、加水反応等の方法により適

切に処理する技術（装置）など。

### **小規模事業場向け有機性排水処理技術分野**

（技術分野の内容）

小規模事業場（日排水量50m<sup>3</sup>以下を想定）の厨房から排出される有機性排水を処理するための技術分野。

（対象となる技術の例）

厨房からの有機性排水を、生物学的または物理化学的処理により適切に処理する技術（装置・プラント）など。

### **山岳トイレ技術分野**

（技術分野の内容）

山岳部等下水・排水管、電気等のインフラが未整備の地域において、公衆が利用する便所のし尿を処理するための技術分野。

（対象となる技術の例）

非放流式で、し尿を生物学的処理、化学的処理、物理学的処理、もしくはその組合せにより適切に処理するし尿処理技術（装置）など。

## **2 分野別ワーキンググループの設置**

1. を踏まえ、既存 3 分野のワーキンググループに加え、新たに 2 分野についてのワーキンググループを設置する。

化学物質簡易モニタリング技術ワーキンググループ【新たに設置予定】

ヒートアイランド対策技術ワーキンググループ【新たに設置予定】

酸化エチレン処理技術ワーキンググループ

有機性排水処理技術ワーキンググループ

山岳トイレし尿処理技術ワーキンググループ